

沖縄県振興審議会関係規則等

令和8年3月25日

No.	資料名	頁
1.	【昭和47年5月15日 条例第50号】 沖縄県附属機関設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	【昭和47年7月13日 規則第121号】 沖縄県振興審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	【平成11年11月24日 施行】 沖縄県振興審議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものを除くほか、県の執行機関の附属機関として別表に定める機関を置く。

(委任)

第2条 前条の附属機関の組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関が定める。

別表(第1条関係)〔抜粋〕

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	沖縄県振興審議会	県の振興に関する重要事項について調査審議すること。

○沖縄県振興審議会規則（昭和47年7月13日規則第121号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、県の振興に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員55人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
（1）学識経験を有する者
（2）関係団体を代表する者
（3）市町村長及び市町村議会議長

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（専門委員の任期）

第7条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会は、会長が招集するものとし、あらかじめ議題を示して委員に通知しなければならない。ただし、緊急な場合は、この限りでない。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 専門委員は、会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

（部会）

第10条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議をすることができる。
3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

（幹事）

第11条 審議会に幹事を置き、幹事は、秘書防災統括監、総務統括監、企画調整統括監、環境企画統括監、生活福祉統括監、こども未来統括監、保健衛生統括監、農政企画統括監、産業振興統括監、観光政策統括監、土木企画統括監、企業企画統括監、病院事業統括監、教育管理統括監及び警務部長の職にある者をもって充てる。
2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

（県職員の関与）

第12条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、県の関係部局の職員を審議会及び部会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画部企画調整課で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(専門委員の任期の特例)

3 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される専門委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月7日規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県振興開発審議会規則第7条の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和51年7月27日までとする。

附 則 (昭和49年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月14日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年11月18日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第37号)

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年2月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第15号抄)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年8月11日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年9月22日規則第62号)

1 この規則は、平成元年9月25日から施行する。

2 この規則の施行の日前に市町村長又は県職員である委員の任期は、改正前の沖縄県振興開発審議会規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成元年9月24日までとする。

附 則 (平成11年11月5日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第54号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月10日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第51号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日規則第27号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日規則第45号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月31日規則第22号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（令和元年7月12日規則第47号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（令和6年3月29日規則第29号抄）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

沖縄県振興審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則121号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置・所掌事務)

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる事項について調査審議する。

(部会長・副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。この場合において、部会長は当該部会に属する委員のうちから、副部会長は当該部会に属する委員又は専門委員のうちから、それぞれ指名しなければならない。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(正副部会長合同会議)

第3条の2 審議会に、正副部会長合同会議を置く。

2 正副部会長合同会議は、部会長及び副部会長で構成する。

3 正副部会長合同会議は、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議を行う。

4 正副部会長合同会議は、総合部会長が主宰する。

(部会への出席等)

第4条 規則第10条第3項の規定により指名を受けて部会に属する場合のほか、委員及び専門委員が部会に出席して意見を述べようとする場合は、当該部会長の許可を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び専門委員は第2条第2項の事項について、当該事務を所掌する部会長に対し、意見書を提出することができる。

(専門委員会の設置・所掌事務)

第5条 部会にその所掌事務を分掌させるため、必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(報告)

第6条 部会長は、第2条第2項の事項について調査審議が終了したときは、正副部会長会議における調整を経たのち、その結果を会長に報告する。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議及び部会の会議は、原則として公開するものとする。

(幹事会)

第7条の2 審議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、規則第11条により審議会に置かれる幹事で構成する。

3 幹事会は、審議会及び部会の運営を円滑に行うため、必要な事項について連絡調整する。

4 幹事会は、企画調整統括監の職にある者をもって充てられる幹事が主宰する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成11年11月24日から施行する。

(平成17年5月19日 一部改正)

(平成21年10月5日 一部改正)

(平成22年2月18日 一部改正)

(平成28年9月28日 一部改正)

(令和元年7月16日 一部改正)

別表（第2条関係）

部会名	所掌事務
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、跡地利用、県民生活等に関する事
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に関する事
文化観光 スポーツ部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関する事
農林水産業 振興部会	農林水産業等に関する事
離島過疎地域 振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関する事
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関する事
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関する事
学術・人づくり 部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関する事
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関する事